

令和5年度 南魚沼市立ゆきぐに大和病院医療事故等の公表について

ゆきぐに大和病院では、医療の透明性を高め、市民・患者様の知る権利に応えるなど、社会的責任を果たすことを目的として、「医療安全公表基準」を策定いたしました。この公表基準に基づき、令和4年度の医療事故等を公表いたします。

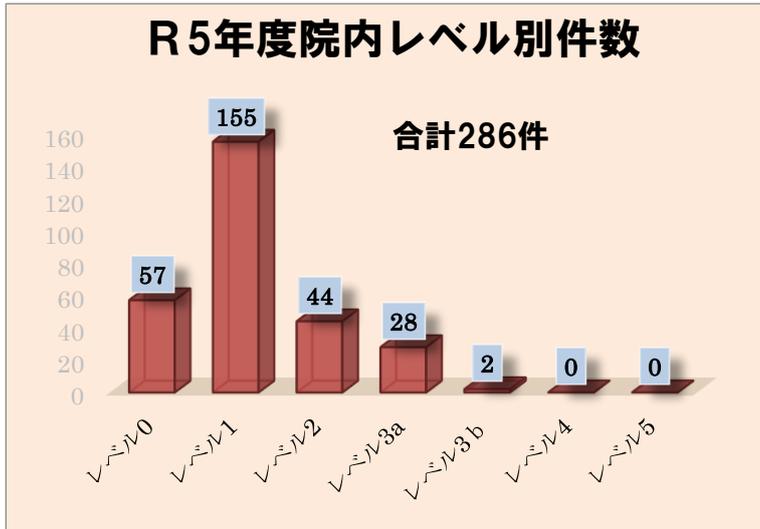
令和6年6月1日

南魚沼市立ゆきぐに大和病院

病院事業管理者 外山 千也

令和5年度 医療事故等発生件数（令5年4月1日～令和6年3月31日）

1. インシデント・アクシデント報告件数及び報告内容



内 容	件数
転倒・転落	65
薬剤に関するもの	75
輸血に関するもの	2
治療処置に関するもの	8
医療機器・医療器材に関するもの	10
ドレーン・チューブに関するもの	8
検査に関するもの	40
療養上の世話	28
その他	50
合 計	286

2. 代表的事例と対応策

患者影響度	代表的事例	対応策
3 b	認知症で入院中の90歳代の患者様。転倒予防のため離床センサー使用中。センサーが作動したため病室に行く時、ポータブルトイレの脇で座位になっているところを発見。「トイレに行こうとしてお尻を打った」と話していた。検査で左寛骨臼底と坐骨の骨折と診断され、退院が延期となった。	離床センサーの紐が長く、適切ではなかったため、紐の長さを調整し、スタッフ全員が同じ位置にセンサーを固定するよう明示をして情報を周知した。センサー作動時は早期対応に努め、早めの対応で転倒予防を行う。微熱や不穏状態などの情報は共有し環境を整える。

医療事故等の分類 患者影響度の内容に応じて分類しています。

患者影響度	内 容
0	エラーや医薬品・医療用具の不具合があったが、患者へは実施されなかった。
1	身体への影響はない（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
2	軽度な身体障害がある（観察の強化、バイタルサインの変化、検査の必要性が生じた）
3 a	軽度な身体的障害があり、簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、鎮痛剤、皮膚の縫合など）
3 b	高度な身体的障害があり、濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、骨折、手術、入院日数の延長、入院など）
4	身体的障害があり、後遺症が一生続く
5	死亡に至った